第明三治二十五種郵便物認可
三十一年三月
日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二・八）　一〇
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同九）　一七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一〇・一二）

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三〇

特殊法人等
東日本高速道路株式会社社債の償還期間の変更、税理士登録者、農業会議組織変更（栃木県、富山県）関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○総務省告示第一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十八年一月七日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県遠田郡涌谷町大字箆岳字花立29－2　(252.60) (2)　宮城県石巻市高木字籠峯山1－1　(385.40)	北緯38度33分50秒東経141度10分22秒の地点と北緯38度33分40秒東経141度10分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度33分37秒東経141度10分45秒の地点と北緯38度33分27秒東経141度11分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度28分35秒東経141度19分48秒の地点と北緯38度28分31秒東経141度19分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度28分29秒東経141度19分59秒の地点と北緯38度28分27秒東経141度20分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度28分26秒東経141度20分04秒の地点と北緯38度28分21秒東経141度20分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　宮城県石巻市北上町十三浜字立神264－1　(347.20) (2)　宮城県石巻市雄勝町船越字杉ノ浜30－1　(203.80)	北緯38度35分49秒東経141度27分11秒の地点と北緯38度35分37秒東経141度27分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度32分18秒東経141度31分23秒の地点と北緯38度32分15秒東経141度31分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岩手県一関市田村町1－14　(74.00) (2)　宮城県栗原市金成有壁伊勢堂151－1　(171.20)	北緯38度55分42秒東経141度07分57秒の地点と北緯38度52分42秒東経141度07分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度52分37秒東経141度07分59秒の地点と北緯38度52分26秒東経141度07分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　秋田県大仙市大曲大町4－8　(74.80) (2)　秋田県仙北郡美郷町土崎字下中村33－1　(73.00)	北緯39度27分32秒東経140度28分46秒の地点と北緯39度27分46秒東経140度32分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　神奈川県横浜市西区みなとみらい4－7－3　(235.80) (2)　神奈川県横浜市南区宮元町2－28－1　(34.30)	北緯35度27分19秒東経139度37分37秒の地点と北緯35度26分04秒東経139度36分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域